世界のFRAND判例



藤野 仁三 FRAND研究会 藤野IPマネジメント

「エリクソン対レノボ事件」一判例が確立した反訴訟差止め(ASI)の基 本要件の解釈を誤ったとして地裁判決を破棄し、差し戻した CAFC 判決

Ericsson, et al. v. Lenovo, et al. Federal Circuit, 2024-1515, decided October 24, 2024

米国では判例により SEP 保有者に対し外国裁判所の侵害差止命令の執行を停止させる命 令(ASI)を発動するための3条件が定立されている。その最初の条件は「外国訴訟の終 結が促される」であるが、地裁はそれを「グローバルなクロスライセンスによる訴訟の終 結」と解釈した。控訴裁は、最初の条件をクロスライセンスに結びつける解釈に誤りがあ るとして地裁の判決を破棄・差し戻しし、原告の誠実交渉義務違反の有無および未検討の 残りの2条件について審理するよう地裁に指示した。

事案の概要

エリクソンとレノボは、共に欧州電気通信標準化機構 (ETSI) の会員である。両社は無線通信規格の実施に必須と なる特許 (SEP) を複数保有し、ETSIの内規に従ってそれ ぞれのSEPを公平、合理的かつ非差別的な(FRAND)条件 でライセンスすることをETSIに約束(FRAND宣言)していた。

両社は、保有するSEPを互いにライセンスするための交渉 (クロスライセンス交渉)を行っていたが、条件が折り合わ ずグローバルな訴訟合戦に突入した。まず、エリクソンは 2023年10月11日、レノボに対して最後の条件提示を行い、 同日にノースカロライナ州連邦地裁に第5世代通信規格(5G) 関連のSEP4件の侵害訴訟(本件訴訟)を提起した。併せて、 自らがFRAND宣言を順守していることの確認を求めた。

レノボはそれに対抗して23年10月13日、エリクソンの SEPクロスライセンスに対するグローバルなFRAND条件の 決定を求めて英国の裁判所に侵害訴訟を提起した。

エリクソンは23年11月、レノボを相手取りブラジルとコ ロンビアで特許権侵害訴訟を提起し、仮差止めを求めた。ブ ラジルの裁判所は11月27日、コロンビアの裁判所は12月13 日、それぞれレノボに対し侵害差止めを命じた。

レノボは12月14日、ブラジルとコロンビアでの差止命令 に対抗するため、本件訴訟が係属しているノースカロライナ 州連邦地裁にエリクソンのSEPクロスライセンスに対する グローバルなFRAND条件の決定を求める反訴を提出した。 この反訴でレノボは、エリクソンの請求内容と同様に、自社

のSEP4件の侵害救済と、クロスライセンスに対するグロー バルなFRAND条件の決定を裁判所に求めた。さらに、ブラ ジルとコロンビアで出された侵害差止命令をエリクソンが執 行しないことを求める命令 (ASI) を請求するモーション (以 下、ASIモーション)を提出した。

連邦地裁は、レノボのASIモーションについて、米国の裁 判所の判決によって外国での訴訟が終結することはないの で、マイクロソフト事件〈Microsoft v. Motorola, 696 F.3d 872 (9th Cir. 2012)〉によって確立されたASIを認めるた めの3条件のうち、最初の条件、つまり「国内訴訟によって 外国差止訴訟の終結が促されること」(以下、「外国訴訟の終 結|)の要件が満足されないと判断し、残りの2つの条件を 検討しないでレノボのASIモーションを退けた。

連邦地裁は「外国訴訟の終結」を、米国の裁判所の判決に よって両当事者間にグローバルなクロスライセンスの合意が 成立することと解釈し、本件の場合、当事者間にグローバル なクロスライセンスの合意が生じる可能性はないと判断し た。レノボはこの判決を不服として連邦巡回区控訴裁 (CAFC) に控訴。CAFCは、本件では「外国訴訟の終結」 が可能であると認定し、連邦地裁の判決を破棄して、事案を 地裁に差し戻した。

急争

本件訴訟の事実は「外国訴訟の終結」の要件を満足するか、 つまり本件訴訟によって外国訴訟が終結されうるか否か。

判旨

1. 問題の所在

これまでの判決例の多くは、マイクロソフト事件の第9巡 回区控訴裁判決がASI発動に関して規範力を持つ有力な判例 の一つであると認めている。本件の両当事者も同事件を本件 の規範とすることに異論はない。

マイクロソフト事件は、ASIを認めるための3つの条件を 定立した。つまり、「内外訴訟の当事者が実質的に同一であり、 国内訴訟により外国訴訟の終結が促されること

「外国訴訟 による国内訴訟への影響を考慮すること | 「国際礼譲を考慮 すること」――である。本件はASI請求事件なので、通常で あればこの3条項を考慮する必要があるが、本件では1つ目 の「外国訴訟の終結」について検討すれば足りる。

本件訴訟の中心的な問題点は、当法廷の判決がコロンビア とブラジルでの侵害差止訴訟を停止させることができるかど うかである。レノボは、エリクソンがFRAND宣言に伴う誠 実交渉義務を順守したかどうかの判断により、コロンビアと ブラジルにおける差止命令の執行可否の判断が変わるので、 この問題は連邦地裁が審理すべきである、と述べる。当法廷 はこの主張に賛同する。本件訴訟の場合、以下の理由から「外 国訴訟の終結 | の要件が満たされている。

2. 判例

マイクロソフト事件では、モトローラがSEP侵害の容疑 でマイクロソフトをまず米国の連邦地裁に訴え、その後ドイ ツの裁判所に訴えて差止命令を請求した。マイクロソフトは、 ドイツの裁判所が差止命令を出す前に、米国の連邦地裁に ASIモーションを申し立てた。このASIモーションが認めら れたため、モトローラは第9巡回区控訴裁に控訴した。控訴 裁は、連邦地裁の判断を支持し、マイクロソフトに対するド イツ裁判所の差止命令の差止めが妥当であると判決した。

控訴裁は、ASIを認めるための3条件を示し、そのなかで も1つ目の条件である「ドイツ訴訟の終結」が最も重要であ ると指摘した。そのうえで、モトローラはETSIに対する FRAND宣言によってSEPの権利行使が制限されると解釈 し、米国の裁判所の判決によってモトローラのFRAND宣言 違反問題が解決されれば、ドイツでの差止救済の問題も解消 すると判断した。ただし、ASIが認められたとしても、それ によってモトローラの損害賠償などの請求権は影響を受けな いとし、ASIの射程が差止救済に限定されることを明らかに した。

3. 本件訴訟への適用

レノボは、エリクソンがFRAND宣言をしている以上、何 よりも誠実交渉義務を守ることが求められ、同義務が順守さ れない限り、差止めを求めることはできないと述べる。また、 誠実交渉義務を順守したかどうかは、地裁が判断すべき事実 問題であり、もし地裁がエリクソンは義務に従っていないと 認定するならば、同社の差止請求は不当であると主張する。

これに対してエリクソンは次のように反論する。つまり、 地裁の審理において「外国訴訟の終結」の要件が満たされる とレノボが立証していないので、この問題は放棄されたとみ なすべきである。同要件が満たされたとみなされるには、グ ローバルなクロスライセンスが当事者間で合意される状況に なければならない、と。

当法廷はエリクソンの反論に賛同しない。同社の「グロー バルなクロスライセンス契約が合意される状況」という主張 を正当化するには2つの前提が必要となる。まず地裁判決が 差止訴訟だけではなく、外国の全ての訴訟を終結させるもの であること。次に、米国の裁判所の判決によって外国訴訟の 決定や命令の執行が停止されることである。

しかし、そのような前提を必要とする判例解釈のアプロー チは正しいとはいえない。エリクソンは、それがマイクロソ フト事件から導かれたものだと主張するが、同事件では契約 による紛争終結の可能性について何ら判決理由に言及されて いない。もしエリクソンが主張するような解釈が認められる と、米国の裁判所が出した判決によって、全ての外国訴訟が 当事者間のライセンス契約により終結することになってし まう。

上述したように、そのような解釈はマイクロソフト事件の 判決理由から導かれず、正しい判例の解釈とはいえない。ま た、エリクソンの「外国訴訟の終結」の要件解釈は、マイク ロソフト事件以外のその他の判決例の解釈と必ずしも整合し ていない。

4. 「外国訴訟の終結」要件

レノボは、誠実交渉義務を守らなかったエリクソンには差 止救済を求める資格はないと主張する。それは、エリクソン がFRAND宣言に違反したかどうかという法律問題、つまり 契約の問題である。

連邦地裁は、本件で、この契約問題について判断を下していない。地裁が判断しなかったそのような問題を控訴裁が判断することを判例は認めているので、当法廷は、この契約問題について判断することができる。結論からいえば、レノボのASI請求は判例が求める「外国訴訟の終結」の要件を満たしている。

本件の両当事者は、ETSIに対しFRAND宣言を行っているのでFRAND宣言に基づく誠実交渉義務を守らなければならない。誠実交渉義務を守るという考え方は、世界で受け入れられており多くの判決例でも支持されている。例えば、Unwired Planet Int'l Ltd. v. Huawei Techs. Co. 事件英国最高裁判決(2020年)やRealtek Semiconductor Corp. v. LSI Corp.事件カリフォルニア州連邦地裁判決(2013年)などがある。

エリクソンは誠実交渉義務について異論を主張しているが、その根拠には説得力がない。例えば、ETSIがSEPに基づく差止めの一律禁止のルール化を拒んだという事実をその根拠の一つに挙げているが、当法廷は差止めを一律に禁止するという解釈を採っていない。ただ、SEP保有者の誠実交渉義務が守られたかどうかの確認を求めているだけである。また、ETSIの別資料に、知財の紛争を解決する手段は、唯一、国内法であるとの記載があると指摘する。その資料の記載は、詰まるところ、ETSIは知財紛争解決のための責任は取らないということを表明しているにすぎない。

エリクソンは、自らが行ったFRAND宣言によってどのような義務が生じているかについて触れず、ただ契約の解釈問題に決着をつけるのは、連邦地裁でも当法廷でもなくコロンビアとブラジルの裁判所だけであると主張する。しかし、それは必ずしも「外国訴訟の終結」の要件に関連する議論ではない。むしろ、連邦地裁が審理しなかった残りの2つの条件、つまり、「外国訴訟が国内訴訟に与える影響を考慮すること」と「国際礼譲を考慮すること」に関連する問題である。冒頭

記載のとおり、本件では、最も重要な「外国訴訟の終結」の 要件だけが議論の対象にされている。

最後に、エリクソンは、コロンビアとブラジルの差止命令は異なる主権国家の独立した特許権に基づき発動されたものであるので、その執行はそれぞれの領域内に委ねるべきであり、「外国訴訟の終結」の要件を満たすものではないとも主張する。この主張も説得力を持たない。

本件は特許権の問題ではなく、契約問題について争われている。エリクソンは、自らの特許の権利行使に影響を与える宣言をETSIに対して行っており、それは契約行為である。 米国の裁判所が契約に関する命令を出す場合、それは外国の特許権に関与する判断ではない。あくまでも当事者間の契約という私法(private law)の領域での命令である。

5. 結論

本件の状況は、ASIを認めるための「外国訴訟の終結」の要件を満たしている。エリクソンはETSIに対しFRAND宣言をしているので、第一義的に誠実交渉義務を守らなければならず、義務不履行があれば、SEPに基づく差止請求は認められない。エリクソンが誠実交渉義務を守ったかどうかの判断は事実問題であり、それは地裁の裁量に属する。

エリクソンの誠実交渉義務が守られていなかった場合、同社のSEPに基づく差止救済が適切でないのは明らかである。 ただし、それはレノボにASIを求める権限があるかどうかとは別の問題である。

両当事者は、両社間の問題解決のため当法廷に救済を求めている。レノボはASIの発動を、エリクソンは地裁判決の支持をそれぞれ主張している。しかし、当法廷は、いずれの当事者の主張も受け入れるものではない。それらは、地裁の裁量の下で判断されるべき問題であり、ASIの発動の適否は地裁が審理をしていない残りの2つの条件を分析して判断されなければならない。

以上まとめると、地裁は判例の解釈を誤った。しかも、判例の定める3条件のうち、最初の条件を分析しただけで、残りの2つの検討を行っていない。地裁は法律的かつ手続的な誤りを犯しており、そのような誤りに基づく判決は破棄されなければならない。よって、事案を地裁に差し戻す。

解説

1.ASIとは

標準規格制度は、互換性の確保や技術の普及を通して経済 効率の向上を図るための産業政策として重要である。特に、 情報通信の分野では、電子機器の急速な高性能化や高機能化 に伴い製品に使用される規格数も増え、関連SEP数も急増 した。そのような背景から、標準実施者に対する特許訴訟が 複数国で同時に提起されるようになった。

標準実施者に対する侵害訴訟が、複数国において実質的に 同一の当事者間で争われているとき、A国の裁判所命令でB 国の訴訟手続きや裁判所命令を停止させようとすることがあ る。これが反訴訟差止め (ASI) と呼ばれるものである。 ASIには、B国での訴訟手続きの停止だけではなく、そこで 出された差止命令の執行停止(AEI)の事案も含まれる。本 件は後者の事例である。

外国での訴訟手続きの停止を求めるASIは、外国主権や裁 判所の管轄権に関わるため、その認否は慎重な審理により判 断されなければならない。米国の場合、マイクロソフト事件 でASIを認めるための3つの条件が確立し、本件で最初の条 件である「外国訴訟の終結」について詳細な検討が加えられ ている。

CAFCが本件で検討したマイクロソフト事件控訴裁判決 (2012年) では、ASIの対象が外国 (ドイツ) で発動される 差止命令に限定された。その対象を、差止命令から訴訟手続 きに拡大したのが「TCL対エリクソン事件」(2015年)であ る。ただし同事件では、両当事者が裁判所にFRAND条件(ロ イヤルティー) の決定を求めていたという特殊な背景がある ことに注意しなければならない。

ASIが認められなかった事例も多い。代表例として 「Vringo対ZTE事件」(2015年)、「アップル対クアルコム事 件」(2017年)、「オプティス対ファーウェイ事件」(2018年) などが挙げられる。

2. 判例としての意義

前述したように、米国の2010年代前半にはASIの発動を 認めた事例が散見されるが、2010年代後半になるとASIの 発動はほとんど認められていない。これを特許保有者の立場 から表現すれば、2010年代前半はアンチパテント的な流れ であったのが、2010年代後半になってプロパテントに変わっ たといえよう。プロパテントの流れは2020年代になっても 継続している。例えば、「エリクソン対サムスン事件」(2021 年)では、外国裁判所によるASIの執行停止命令(AASI: Anti-anti-suit injunction) が認められている。これは外国 の裁判所のASI命令を差し止めるための命令である。

ASIは外国の裁判所の管轄権に干渉する側面を持つことか らより慎重な審理が必要となる。欧州ではおおむね、ASIの 発動に慎重である。例えば、英国の「Conversant対ファーウェ イ・ZTE事件 (2018年) では、ファーウェイが中国の裁判 所にASIの発動を求めたのに対し、Conversantが英国の裁判 所に当該ASIを停止させる命令を求め、それが認められた。 その結果、ファーウェイは中国でのASI請求を取り下げてい る。ドイツの「ノキア対コンチネンタル事件」(2019年)で は、ノキアがドイツの裁判所に米国裁判所のASI停止命令 (AASI) を求め、それが認められている。このように、欧 州の主要国ではASIの発動に慎重である。

本判決で引用されたマイクロソフト事件控訴裁判決を含 め、解説で引用した欧米の諸判例の抄訳は、筆者が共編著者 の一人である『標準必須特許ハンドブック (第3版)』(発明 推進協会、2025年1月23日発行)に掲載されているので参 考にされたい。

3. まとめ

CAFCは、ASIを認めるための3つの条件のなかで最も重 要とされる「外国訴訟の終結」について、本件では法的要件 がクリアされていると明確に述べている。このような認定を 受けて、地裁が差し戻し審で残りの2つの条件をどのように 判断するか注目されるところである。

ふじの じんぞう

日本企業・米法律事務所勤務を経て2005年から2015年まで東京理 科大学専門職大学院教授。著書に『ロバーツ・コートの特許のか たち』、『標準必須特許ハンドブック(初版、第2版、第3版)』(編』 著)、『知的財産と標準化戦略』、『標準化ビジネス』(共著)、『特許 と技術標準』など。平成30年知財功労賞受賞。早大法学研究科修了。